

墨田区のお知らせ

NO.1889

2018年
(平成30年) 5/1

毎月1日・11日・21日発行

つながる
墨田区

すみだ

- ◆2面以降の主な内容
2～4面…第41回隅田川花火大会の市民協賛者(個人)
4～6面…講座・教室・催し・募集
7面…すこやかライフ
8面…区登録文化財・区指定文化財、「つながる すみだ人」

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い

民生委員・児童委員 主任児童委員



今年は、東京都で民生委員制度が誕生して100年となる節目の年。今号1面では、地域福祉の大きな支えとして活躍している、民生委員・児童委員の活動等についてご紹介します。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

— 民生委員・児童委員とは？ —

民生委員・児童委員は、福祉に関する“身近な相談役”。地域の実情に詳しく、地域福祉の増進に意欲がある等の条件を満たす方が厚生労働大臣からの委嘱を受け、ボランティアとして活動しています。担当する地域で暮らしながら、生活上の困りごとや介護・医療・子育ての不安等に関する相談を受け、必要な支援ができるよう、区や高齢者支援総合センター、学校等と連携しています。9月には、米寿・喜寿の方へ区のお祝い金をお届けしています。



東京都民生委員・児童委員キャラクター ミンジー

— 主任児童委員とは？ —

主任児童委員は、民生委員・児童委員のうち、特に子どもの福祉に関する知識や活動等の経験が豊富な方たちです。虐待やいじめ、不登校などの、子どもを取り巻く問題を担当します。

民生委員・児童委員や区・学校・児童相談所等と連携して、虐待やいじめなど、様々な問題の早期発見・解決に向けて活動しています。民生委員・児童委員と異なり、個別の担当地区はなく、区内全域を対象としています。



相談内容の秘密は守られます

民生委員・児童委員は守秘義務を負っており、相談内容を他の人に漏らすことはありません。安心して、ご相談ください。

墨田区民生委員・児童委員協議会 会長代行 須藤 正さん

■大切なのは、地域での見守り

現在の社会は、昔とは大きく変わり、核家族化のみならず独居化が進んで、近所付き合いも減っていますよね。その結果、同じ地域で暮らしていても、お互いの顔が見えにくくなってしまいました。また、民生委員・児童委員が関わる問題も幅広くなってきています。こうした状況では、“地域での見守り”が欠かせず、町会・自治会や区、専門機関などが、それぞれの立場で地域の様子を把握することが必要だと強く感じています。

■皆さんに寄り添う、身近な存在です

民生委員・児童委員は、“地域での見守り”をする方々と“太いパイプ”で結ばれていなくてはならないと思います。それこそが、支援を必要としている人との接点になり、連携を図ることで地域の情報を知ることできます。そして、相談を受けるときは、相手の話をよく聞き、相手に寄り添い、同じ目線で考えるように心掛けています。民生委員・児童委員は遠い存在だと思われるかもしれませんが、そうではありません。あなたと同じ地域の住民なんです。私たち民生委員・児童委員のことをぜひ、知ってください。そして、お困りのときは気軽に相談してくださいね。



民生委員・児童委員の日PRイベント

【内容／とき】▶パネル展示=5月9日(水)～11日(金)の午前10時～午後3時 ▶アンケート=5月10日(木)・11日(金)午前10時～午後3時 ▶区長1日民生委員・児童委員=5月11日(金)正午～午後1時【ところ】区役所1階アトリウム【入場料】無料【申込み】期間中、直接会場へ【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

